

配水場等水道施設管理業務委託特記仕様書

令和7年4月1日適用

茨城県南水道企業団

(目的)

第1条 この特記仕様書は、業務委託仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(概要)

第2条 施設の運転等に関することは、次のとおりとする。

(1) 運転操作監視業務

- ・ 昼間運転操作監視業務は2名以上とし、業務総括者または、副総括が指揮を行う。
- ・ 夜間運転操作監視業務は2名以上とし、業務総括者または、副総括と主任が指揮を行う。

また、閉庁後は操作監視とは別に電話対応も行う。(別紙1)

(2) 保全管理業務

- ・ 仕様書第1章 総則(委託施設)第3条の施設管理を行う。
- ・ 日常点検は各配水場施設を毎日行う。
- ・ 定期点検は毎月行い、指定された以外の箇所については、別途発注する。

(3) 水質保全管理業務

・ 水質保全業務は末端の水質を確保するために、その都度委託者から指定された給水栓、消火栓、排水装置等で管理を行う。(別紙2)

(4) その他の技術管理業務は通常勤務(休祭日年末年始を除く)に各配水場の総括的な技術管理及び昼間運転操作監視業務の補助を行う。ただし、委託者の指示及び諸事情等により勤務形態が変更となることがある。

(5) 自家用電気工作物の保安全管理業務

- ・ 対象施設の自家用電気工作物の法定点検を行うものとする。(別紙3)

(6) 事務業務は日報、月報、年報等の作成及びその他委託者から指示された資料作成また、各関係部署への事務連絡等

(有資格者)

第3条 業務委託仕様書第7条及び8条で定める業務履行上必要な有資格者とする。

(運転管理業務計画書の要領)

第4条 業務委託仕様書第9条の「運転管理業務計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- (1)「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。
- (2)「業務組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時体制等を、その目的と系統および分担等が明確に把握できるよう記載すること。
- (3)「業務計画に関すること」は、安全で安定的に供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
- (4)「業務方法に関すること」は、配水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点(ポイント)、日常及び巡回点検の内容・頻度・要領、清掃の内容・要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。
- (5)「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかわる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
- (6)「各種報告書様式」は、契約書、業務委託仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

(月間業務計画書等)

第5条 業務委託仕様書第10条第1項及び第3項で定める月間業務計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとする。

1 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。(内容は受託者と協議のうえ決定する。)

(貸与類の台帳)

第6条 業務委託仕様書第15条で定める貸与品については、台帳に記載し管理する。
(内容は受託者と協議のうえ決定する。)

(受託水道業務技術管理者の業務)

第7条 業務委託仕様書第21条で定める基本業務とは、運転監視業務、施設巡回管理業務、環境整備業務、水質管理業務等であり、受託水道業務技術管理者の行う業務である。

(簡易な補修及び小塗装)

第8条 業務委託仕様書第21条第2項に規定する簡易な補修及び小塗装とは次のとおりとする。

- (1) 簡易な補修とは特殊技能や特殊工具を使用しない修繕をいう。
- (2) 小塗装とは、足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離、錆防止のために行う部分的な塗装をいう。

(業務完了報告書)

第9条 年間業務完了報告書は以下について報告すること。

- (1) 年間業務完了検査願
- (2) 年間業務完了届
- (3) 年間業務完了報告書
 - ① 完了所見
 - ② 年間運転管理データ
 - ③ 年間水質管理データ
 - ④ 年間業務実績報告書
 - ⑤ 物品管理報告書
 - ⑥ 保全管理年間実績報告書
- (4) その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第10条 業務完了検査は、次の方法により行うものとする。

- (1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。

- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
また、受託者は委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果に不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第11条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 通常の水質検査、水質管理に必要とする機器及び薬品費等
- (2) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン（ネットワーク接続費）・プリンター・コピー機等の事務備品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 各種用紙・筆記用具・ファイル・プリンタートナー等の事務用品
- (4) ポット・食器棚・茶器・台所用品・トイレトペーパー・石鹸・洗剤等の生活消耗品
- (5) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具
- (6) 設備点検・修繕に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器
ただし、特殊工具及び、調整・整備に係る資材等は除く。
- (7) 点検・巡回用車両及び車両維持に係る経費
- (8) 清掃用具及び清掃用消耗品
- (9) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
ネットワーク回線設置は受託者が行い、緊急時委託業務の連絡用としての電話、ファックスは、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (10) 配水場の運転に必要な管理に係る経費
ただし、特記仕様書第2条に規定した条件を大幅に超える分は除く。

- (11) 設備管理台帳の管理業務に要する経費
- (12) 配水場等巡回のための装置に係る経費(巡回、点検用電子機器等)
- (13) 休憩時間等で使用する機器及び家財に係る経費
- (14) 各種備消耗品等の調達、管理費用
- (15) 水道法で定められた定期健康診断及び腸内検査の費用
- (16) 各種保険の加入に係る経費

(施設使用の許可)

第12条 そのほか、本業務履行のために委託者の施設（駐車場、機器保管場所等）を使用する場合は、事前に委託者の許可を受けることとし、その際の施設の使用料は無償とする。

(習熟・準備期間の費用)

第13条 委託期間に先立ち、習熟・準備に要する費用は、全て受託者の負担とする。

(設備管理台帳)

第14条 設備管理台帳は、計画的な改築、修繕が実施できるよう機器仕様、予備品、故障、工事履歴等について記載したものを作成・整備する。

(環境整備業務)

第15条 対象、頻度及び範囲について

非常用井戸、各配水場、各ポンプ所、各配水池、各圧力監視所、利根水管橋用地等の草刈（利根配水場内については、年間4回の草刈と処分を含む）、軽微な剪定作業（高所および若柴配水場は除く）、清掃作業及び頻度は、隣接地や近隣住民等に迷惑がかからないよう実施する。

施設内及び周囲を常に衛生的に保てるよう、ゴミ等があった場合は適宜回収する。

回収したゴミについては委託者の指示に従うものとする。

(保守点検)

第16条 巡視・点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 給水栓での水質検査・・・毎日1回以上指定箇所を委託者の指定した機器で行う。
- (2) 各配水場設備・・・・・・・・・・毎日1回以上(切替、動作確認作業は週1回程度)
- (3) 非常用井戸・・・・・・・・・・毎週1回以上(若柴、牛久配水場)
- (4) 各配水池の外観・・・・・・・・・・毎週1回以上(各配水場配水池の外観や点検歩廊、高架水槽を除いた天井部を含む)
- (5) 水管橋巡回・・・・・・・・・・毎月1回以上(利根配水場～早尾配水塔φ400)
- (6) 圧力監視所・・・・・・・・・・毎月2回以上(冬季前後には凍結防止用ヒータの電源入切を行う)
- (7) 配水ポンプ簡易点検・・・・・・毎年1回(配水場等水道施設管理業務委託仕様書第3条に記載された委託施設の配水ポンプのグランドパッキン交換・メカニカルシールの摩耗状況・スリーブ寸法測定・羽根車・ライナーリングクリアランス測定等)
- (8) 工業計器点検・・・・・・・・・・毎年1回以上(配水場等水道施設管理業務委託仕様書第3条に記載された委託施設の工業計器点検)

【流量計/伝送器/水位計:目視点検・特性試験・絶縁測定・ループテスト】

【演算器/変換器:目視点検・特性試験】

【指示計:目視点検・指示目盛試験・ループテスト】

【積算計/調節計:目視点検・特性試験・調節動作試験】

【記録計:目視点検・機構部点検・特性試験】

- (9) 中央監視制御設備保守点検・・・・・・毎年1回若柴配水場の中央監視制御設備点検
点検内容

①LCD監視制御装置(5台)

(ア) 各部清掃点検

- ・装置内外・ファン・エアフィルター・周辺機器等の清掃点検
- ・内部に侵入した異物の除去
- ・コネクタ等の緩み点検
- ・各ランプスイッチの動作確認

(イ) 各種情報の収集

- ・ログ情報の確認

(ウ) 電源電圧の確認

- ・ AC/DC電圧測定

(エ) 動作確認

- ・ 設定時刻の確認
- ・ テストプログラムによる動作試験
- ・ アプリケーションプログラムによる動作確認

②プリンター（4台）

(ア) 各部清掃点検

- ・ 用紙搬入経路及び休止ローラーの清掃点検
- ・ 印刷テスト

③デスク・管理コントローラー（1式）

(ア) 各部清掃点検

- ・ 本体内外・エアフィルター・ファン・ユニットの清掃点検

(イ) 各接続部の点検

- ・ ユニット・コネクタ部・ヒューズ・各ネジ止めの緩み点検

(ウ) 各スイッチ・ランプの機能点検

- ・ スイッチ動作点検
- ・ ランプ点灯状態の点検

(エ) 電源電圧測定

- ・ 電圧測定（コントローラー電源電圧）

(オ) 動作試験確認

- ・ プログラム照合確認
- ・ システムプログラムによる動作確認

巡視・点検の頻度は委託者と協議のうえ、年間業務計画予定表及び月間業務計画予定表に記載し、業務委託仕様書第10条に基づき報告するものとする。

(7)と(8)については、配水場施設であることを十分認識し、常に周辺環境保全に努めること。本業務実施中は施設が稼働しているため、計器類の運転停止には十分注意し、業務に支障のないよう作業を行うこと。品質保証の観点から、既設機器メーカーまたはそれに準じる検査員にて作業を行うこと。点検の結果、修理や交換が必要になった場合は監督職員と協議すること。